

意見等に対する実施機関の考え方

1 対象事案名 第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期行橋市障がい児福祉計画

2 意見等募集期間 令和6年3月1日（金） ～ 令和6年3月15日（金）

3 意見の概要及び実施機関の考え方

意見の概要	実施機関の考え方
<p>日常生活の中で困っている事（仕事探し、生活の場など身近な困りごと）や将来に対する不安をどこに相談していいかわからない。 いろいろなことを相談できる場所を作ってほしい。</p>	<p>本市では障がいをお持ちの方やご家族などの相談窓口として行橋市障がい者等基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を設置しており、相談支援体制の構築を図っています。</p> <p>しかしながら、これまでも相談支援に関する取り組みを行う中で、周知が十分できていないことで、ご意見の中にもあるように、どこに相談していいのかわからずに不安な気持ちを抱えた方も多いと認識しています。</p> <p>相談支援体制の構築につきましては計画書P61から記載していますが、今後は相談支援体制の構築や機能強化に偏ることなく、相談機関の周知に向けた広報活動にも取り組み、相談窓口の認知度の向上に努めてまいります。</p>
<p>市内に事業所がないため送迎時間が長くなるよう支援をしている。また、市内の子供たちの通っている保育園、幼稚園とも密に連携するためにも児童発達支援事業所の増設を希望致します。</p>	<p>計画書P56に記載のとおり、特性に応じた療育が受けられるよう施設整備を検討することとしていますが、その際には市内に事業所が設置できるよう努めてまいります</p>